

## 姉妹都市災害時相互応援に関する協定

八王子市、小田原市及び寄居町（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市の区域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の内容）

第 1 条 応援を行う都市（以下「応援都市」という。）が行う応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- （ 1 ）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （ 2 ）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材、物資の提供
- （ 3 ）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （ 4 ）救助、応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- （ 5 ）児童・生徒等の一時受入れ
- （ 6 ）被災者に対する住宅の提供
- （ 7 ）ボランティアの斡旋
- （ 8 ）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の要請）

第 2 条 被災した都市（以下「被災都市」という。）が応援を要請するときは、次に掲げる事項について第 6 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して口頭により要請し、後日速やかに要請内容を文書で提出する。

- （ 1 ）被害の状況
- （ 2 ）前条第 1 号から第 3 号に掲げる資機材及び物資等の種類及び数量等
- （ 3 ）前条第 4 号に掲げる職員の職種、人数及び業務内容
- （ 4 ）前条第 5 号に掲げる受入れを必要とする児童・生徒等の学年及び人数
- （ 5 ）前条第 6 号に掲げる住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数
- （ 6 ）応援場所及び応援場所への経路
- （ 7 ）応援の期間
- （ 8 ）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び指揮）

第3条 応援の要請を受けた場合は、極力これに応じるよう努めるものとする。

- 2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した被災都市の指揮のもと活動するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1号から第3号まで、第5号から第7号までに掲げる応援に要する経費については、原則として被災都市の負担とする。
- (2) 第1条第4号に掲げる応援に要する経費については、応援都市の負担とする。
- (3) 第1条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議をする。

（応援の自主出動）

第5条 姉妹都市において、大規模災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合で被災都市が応援を必要とすると認められるときには、職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援都市の負担とする。
- 3 自主出動した場合には、被災都市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 姉妹都市は、この協定に基づく相互応援のため連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときに、速やかに緊密な情報交換を行うことができるよう体制を整えておくものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、姉妹都市間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了 3 ヶ月前に、いずれかの都市からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 姉妹都市は、この協定の期間中であっても協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 1 日

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号  
八王子市  
八王子市長 石森 孝志

小田原市荻窪 300 番地  
小田原市  
小田原市長 加藤 憲一

寄居町大字寄居 1180 番地 1  
寄居町  
寄居町長 花輪 利一郎